

KOBE WOOD 補助金（製品作製型）交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日建設局長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、広葉樹の神戸市産材（以下「KOBE WOOD」という）製品の開発、製作に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）KOBE WOOD

この要綱の「KOBE WOOD」については、神戸市内の森林管理や都市整備によって伐採・搬出された広葉樹（街路樹、庭園木、支障木含む。）とし、環境負荷をできる限り低減したもの。

（補助対象者）

第 3 条 補助対象者は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- （1）市町村税を滞納している者
- （2）暴力団（神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月 29 日条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び同条第 2 号、同条第 3 号に規定する暴力団員と関係がある者
- （3）代表者及びその所在地が明らかでない者
- （4）その他神戸市建設局長（以下「局長」という）が適当でないと認める者

（補助対象経費）

第 4 条 補助対象経費は、KOBE WOOD を用いた製品の開発、製作にかかる原材料費、加工費、運搬等に要する経費とする。

2 前項に規定する補助対象経費には消費税相当額は含まないものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、1 補助事業当たり補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、上限 200 万円、下限 30 万円とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 KOBE WOOD の 1 次製材量の使用量は 0.15 m³以上あること。

3 局長は、前項の補助金について予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業を実施しようとする年度までに局長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 12 号）
- (3) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

（交付の決定）

第 7 条 局長は、補助金規則第 6 条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他局長が必要と認める書類

2 局長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他局長が必要と認める書類

（補助事業の変更等）

第 8 条 補助事業者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告書の提出）

第 9 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに局長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第 8 号）
- (2) 実績報告書（様式第 13 号）

（交付額の確定）

第 10 条 局長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通ずるものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- (2) その他局長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を前条の確定通知を受領後 15 日以内に局長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、局長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 局長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 局長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(事業の普及啓発)

第 13 条 事業主体は、KOBE WOOD の魅力を伝えるため、以下の普及啓発に取り組むこととする。

(1) 事業で開発、製作した製品及び開発で得た成果において、可能な限り樹種名、地域名を記載した「KOBE WOOD」の運用に関する要綱に定める「KOBE WOOD」シンボルマーク及びロゴを見える位置に設置すること。なお、製品にシンボルマーク及びロゴを設置する場合は、可能な限り KOBE WOOD に直接設置すること。

(2) 「KOBE WOOD」シンボルマーク及びロゴの使用に際しては「KOBE WOOD」シンボルマーク及びロゴの使用に関する要綱を遵守すること。

(3) 事業実施後はパンフレット、ホームページ、SNS 等により、KOBE WOOD を使用した製品の製作について広く周知すること。

(4) 開発、製作した製品及び開発で得た成果について、市が実施するホームページやパンフレット、SNS 等での写真の公開、普及、啓発、広報活動に同意・協力すること。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。